

1. 会合名	引受けに関するワーキング・グループ（第 70 回）
2. 日 時	平成 27 年 8 月 20 日（木）16:00～16:40
3. 議 案	1. ブックビルディング手続きにおける「POT方式」採用時の需要申告について 2. その他
4. 主な内容	1. ブックビルディング手続きにおける「POT方式」採用時の需要申告について 昨年 12 月 16 日付会員通知「自主規制規則の見直しに関する検討結果等について」において、ブックビルディング手続きにおける POT方式の需要申告について、本協会の「有価証券等の引受け等に関する規則」に関する細則（以下「引受細則」という。）第 14 条第 1 項第 2 号ハで禁止している重複申告との関係について、本ワーキング・グループにおいて整理を行うこととされたところである。 それを受け、当該規定の考え方について会員通知で明らかにすることとし、当該会員通知におけるアプローチとして、POT方式採用時の需要申告については、引受細則で禁止する重複申告に該当するが、会員間で名寄せされることにより、真の需要量が認識される場合には、重複申告を需要調査に含めていることにはならないというアプローチである A案と、そもそも引受細則で禁止する重複申告の規定は個人投資家を念頭において規定したものであることから、機関投資家については、同条が規律付けの対象としているものではないというアプローチである B案の二案について、それぞれ事務局から説明を行った。 そのうえで、委員からは、現行の実務においては、当該規定の対象から機関投資家を対象外とする整理はしておらず、機関投資家も含めた全体的なブックビルディングを行う際の注意点として整理していることから、当該規定が想定している対象は個人投資家であるというアプローチは実務にそぐわないのではないか、A案のような整理で問題ないのではないかとの意見の一致を得たことから、A案のアプローチでの解釈について会員通知を行うこととなった。 なお、本通知案の発出時期については、今月中の発出を予定していることについて、事務局より報告を行った。 【主な意見】 - 両案とも、エクイティのみならず、社債について POT方式を採用する場合であっても同様の整理が適用されることを考えているが、その場合、懸念点などはあるか。 → 社債について POT方式によるブックビルディングを実施しようとする場合に同じ議論となることが予想されることから、あえて別の取扱いをする必要はないと感じる。 → 現状、社債で POT方式を採用していないので実感が湧かないが、採用するのであればこのような整理をするほかないだろう。 → この考え方について、社債をあえて別の取扱いをする必要はないだろう。 - 規則の考え方の整理は A案でよいと思うが、POT方式を採用した場合の税務面について、各社において何か整理されている点や税務当局に確認されている点があれば、情報共有したい。 → 税務面の扱いについては、POT方式を採用する場合には、ブックランナー間で事前の協議を行う必要があるだろう。 2. その他 特になし

	以 上
5. その他	特になし ※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問合せ先	自主規制本部 エクイティ市場部（03-3667-8647）